

平成23年3月16日

お客さま 各位

須賀川信用金庫

### 東日本大震災による災害に対する措置について

今回の東日本大震災により被害を受けられた被災者の皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震による被災者の皆さまに対し、当金庫は以下の措置を講じましたのでお知らせいたします。

#### 記

- 1 預金証書、通帳を紛失した場合でも、預金者であることを確認（運転免許証、保険証等）することで、1日10万円を限度に払戻しに応じます。
- 2 お届出の印鑑がない場合は、拇印にて対応いたします。
- 3 定期預金、定期積金等は、満期日前の払戻しに応じます。また、これを担保にご融資もいたします。
- 4 支払期日が経過した手形については、取立ができるように対応いたします。
- 5 手形の不渡処分等についてはご相談ください。可能な限り対応いたします。
- 6 汚れた紙幣については、お取換えいたします。
- 7 国債を紛失した場合はご相談下さい。
- 8 災害による応急資金が必要な場合はご相談下さい。手続きの簡便化、迅速化に努める他、ご融資金の返済猶予等についても対応いたしますのでご相談願います。

以 上